

令和3年度
P T A 総 会
部活動後援会総会

日 時 令和3年4月22日（木）

書面による総会

布佐中学校 P T A ・部活動後援会

総会次第（書面による）

1. 報告

（1）令和 2 年度 P T A 活動報告

（2）令和 2 年度 部活動報告

2. 議事

議案（1）令和 2 年度 P T A 会計決算報告・P T A 積立金収支決算報告及び
会計監査報告に関する件

議案（2）令和 3 年度 P T A 活動方針及び主要活動案に関する件

議案（3）令和 3 年度 P T A 会計予算案に関する件

議案（4）令和 2 年度 部活動後援会会計決算報告及び会計監査報告に関する件

議案（5）令和 3 年度 部活動後援会会計予算案に関する件

議案（6）令和 3 年度 P T A 役員承認の件

1. 報告

(1) 令和2年度 P T A年間活動報告

- 3月18日 P T A新旧本部役員引き継ぎ (令和2年度から令和3年度)
- 5月 7日 令和2年度P T A総会
- 7月 1日 (広報係) 布佐中学校だより (さざなみ) 掲載
- 7月 3日 合同委員会
- 7月13日 布佐中オリジナルTシャツ仕分け
- 7月14日 布佐中オリジナルTシャツ配付
- 8月 6日 <学年委員>ベルマーク回収・集計
- 8月22日 <校外パトロール・美化係>学校美化活動
- 9月 1日 <広報係>布佐中学校だより (さざなみ) 掲載
- 10月 3日 第1回 運営委員会
- 10月29日 <学年委員>ベルマーク回収・集計
- 10月31日 <学年委員>ベルマーク回収・集計
- 11月 1日 <広報係>布佐中学校だより (さざなみ) 掲載
- 11月 2日 第1回 運営委員会だより発行
- 11月28日 <学年委員>ベルマーク回収・集計
- 12月 1日 <広報係>布佐中学校だより (さざなみ) 掲載
- 12月 7日 <学年委員>ベルマーク発送
- 12月19日 新役員選考委員会
- 3月15日 第2回 運営委員会だより発行
- 3月24日 転任・退職教員に花束贈呈 (本部)
- 3月31日 P T A保険更新

(2) 令和2年度 部活動・教科等報告

部活動

【陸上部・駅伝部】

○我孫子市中学校陸上競技大会

<男子の部>

男子共通 800m 第3位 小磯 諒
第4位 實松 伶鳳
男子3年 1500m 第6位 山本 有夢

<女子の部>

女子共通 400m R 第3位
女子共通 200m 第2位 森 すみれ
第3位 荒井 真帆
女子3年 100m 第6位 藤原 有彩

○葛南地区中学校新人体育大会 陸上競技の部

<男子の部>

男子共通走高跳 第1位 徳田 智哉
男子共通走幅跳 第7位 竹本 大夢

【野球部】

- 千葉県中学生野球支部選抜指定選手証 山中 颯太
- 葛南地区中学校1年生野球フェスティバル大会 第3位

【ソフトテニス部】

- 我孫子市中学校ソフトテニス大会
女子個人戦 優勝 平山 莉愛・松本 仁那ペア
第3位 及川 悠夏・駒原 亜湖ペア

【バスケットボール部】

<男子>

- 葛南地区中学校新人体育大会
バスケットボール男子の部 第3位
- 葛南地区中学校新人体育大会
バスケットボール男子の部 優秀選手 佐野 竜渉
- 令和2年度ちばジュニア強化指定選手証 佐野 竜渉
- 我孫子市中学校新人体育大会
バスケットボール男子の部 準優勝
- 我孫子市中学校新人体育大会
バスケットボール男子の部 優秀選手 前田 駿
佐野 竜渉

【吹奏楽部】

- 吹奏楽部奨励賞 小林 美結
- 令和2年度地域演奏活動は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべて中止となりました。

【美術部】

- 千葉県安全で安心なまちづくり旬間防犯ポスター展
中学校の部 銅賞 及川 夏音
- 我孫子市防火ポスターコンクール 我孫子市消防長賞 田島 里桜
銀賞 安藤 夏菜
銅賞 山田 侑奈
努力賞 小竹 希
アイデア賞 勝田 輝
- 令和2年度「国土緑化運動ポスター原画コンクール」
佳作 枝澤 青輝

教科等

【 国語科 】

- 市内小中学校読書感想文コンクール
佳作 西澤 柚葉
佳作 寶 春香
佳作 佐藤 花音
- 第73回千葉県小中高校書き初め展覧会
書星会賞 平山 莉愛
大坪 咲月
島田 凜

【技術・家庭科】

- 中学校木工工作作品展 奨励賞 石井 陽向
- 第23回東葛飾地方家庭科、技術・家庭科作品展覧会
入選 大坪 咲月
入選 佐藤 夢姫

【 美術科 】

- 令和2年度「手賀沼の水環境保全に関するポスターコンクール」
中学校 優秀賞 平山 莉愛
中学校 佳作 及川 悠夏
- 令和2年度「国土緑化運動ポスター原画コンクール」
佳作 千葉 望
- 「第19回ドコモ未来ミュージアム」 絵画部門
入選 佐藤 夢姫
- 「土砂災害防止に関する絵画コンクール」
全国治水砂防協会千葉県支部長賞 橘 陸渡
- 我孫子市防火ポスターコンクール アイデア賞 島田 凜

教科以外の活動

- 令和2年度健歯コンクール大会 教育長賞 森田 滯
香取 優志
- 令和2年度ちばジュニア強化指定選手証 森田 悠誠

2. 議事

(議案第1号)

令和2年度PTA会計決算報告

1. 歳入の部

(単位：円)

種別	予算額	決算額	比較	摘要
会費	633,500	641,180	7,680	
繰越金	509,924	509,924	0	
雑収入	0	4	4	利息
合計	1,143,424	1,151,108	7,684	

2. 歳出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	比較	摘要	
運営費	会議費	1,000	0	1,000	運営委員会
	旅費	2,000	0	2,000	銚子駅伝応援
	事務局費	2,000	1,600	400	文具・USB
活動費	学年委員活動費	65,000	13,926	51,074	文具・ベルマーク発送料・美化活動お茶・袋代
	行事費	25,000	0	25,000	体育祭
	環境整備費	140,000	139,918	82	学校環境整備
	諸費	120,000	104,150	15,850	卒業記念品・PTA保険・日本教育新聞購読料
	負担金	80,000	6,732	73,268	我P連会費
	生徒活動費	300,000	224,470	75,530	学校備品・コロナ対策用品
	慶弔費	35,000	10,000	25,000	辞校式花代
予備費	373,424	0	373,424	創立記念積立	
合計	1,143,424	500,796	642,628		

3. 収支決算

(単位：円)

歳入総額	歳出総額	残高
1,151,108	500,796	650,312

残金650,312円は令和3年度に繰越します。

令和2年度PTA積立金収支決算報告

1. 収入の部 (単位：円)

種 別	収 入 額
前 年 度 繰 越 金	215,149
布 佐 T シ ャ ツ	164,800
利 息	1
合 計	379,950

2. 歳出の部 (単位：円)

項 目	決 算 額
布 佐 T シ ャ ツ	148,200
合 計	148,200

3. 収支決算 (単位：円)

収入額	支出額	残高
379,949	148,200	231,749

残金231,749円は令和4年度に繰越します。

以上の通り、PTA会計の決算を報告いたします。

令和3年4月8日

会 計

伊藤 麗子

矢内 葉子

会計監査報告

令和3年4月1日に布佐中学校において、令和2年度PTA会計の監査を行ったところ、その結果は下記の通りでありましたので、報告いたします。

記

1. 会計に関する諸帳簿の記載は正確且つ適正でありました。
2. 現金は、京葉銀行に預金されていることを確認しました。

令和3年4月8日

会計監査

川村 晶子

國分 百合子

(議案第2号) 令和3年度 P T A活動方針と主要活動案

1. 活動方針

- (1) 会員相互の研究と修養に努める。
 - ・ 各種の研修会・講演会等に積極的に参加することにより教養を高め、また保護者会等にも参加し、教育方針を理解し協力する。
- (2) 会員相互の親睦と交流を図る。
 - ・ 親睦を兼ねた研修その他を行い、人間関係を深める。
- (3) 生徒をとりまく地域社会の発展向上に努める。

2. 主な活動内容

[本部年間予定]

- ・ P T A総会
- ・ 布佐中学校、布佐小学校、布佐南小学校、入学式・卒業式列席
- ・ 我P連総会出席
- ・ 年4回P T A運営委員会開催
- ・ 我P連バレーボール大会応援
- ・ 体育祭の参加・協力
- ・ 東葛駅伝手伝い
- ・ 銚子駅伝応援
- ・ 新1年生保護者向け入学説明会
- ・ 辞校式列席
- ・ P T A保険更新

[学年委員]

- ・ 体育祭P T A競技企画・運営
- ・ 我P連バレーボール大会・市民バレーボール大会への参加、練習の援助・応援
- ・ 学校だよりの『P T Aコーナー』の原稿作成
- ・ 校外パトロール(夏休み、布佐の祭礼など)
- ・ 校内草取り (夏休み)
- ・ ベルマークの収集
- その他 (必要に応じて実行する行事)

※体育祭などは全ての役員で協力して運営の手伝いをする

(議案第3号)

令和3年度PTA会計予算案

1. 歳入の部

(単位：円)

種別	予算額	摘要
会費	591,500	¥3,500×169名分
繰越金	650,312	
雑収入	0	
合計	1,241,812	

2. 歳出の部

(単位：円)

項目	予算額	摘要
運営費	会議費	1,000 運営委員会
	旅費	2,000 銚子駅伝応援
	事務局費	2,000 事務用品
活動費	学年委員活動費	65,000 講習会・体育祭PTA競技・PTAバレーボール関連・草取り
	行事費	25,000 体育祭・入学式・卒業式
	環境整備費	140,000 学校環境整備
	諸費	120,000 卒業記念品・PTA保険
	負担金	80,000 研修会参加費・我P連会費
	生徒活動費	300,000 布佐タイム他
	慶弔費	35,000 香典・辞校式花代
予備費	471,812 創立記念積立	
合計	1,241,812	

我孫子市立布佐中学校 PTA 規約

第1章 名称

第1条 この会は、我孫子市立布佐中学校（以下 本校）PTA と称し、この会の会
員を以下会員とする。

第2条 この会の事務局を我孫子市立布佐中学校に置く。

第2章 目的

第3条 この会は、会員が互いに協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福
な成長と教育の向上を図り、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とす
る。

第3章 活動

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の行動を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域における、生徒のより良い教育及び生活環境の整備。
- (2) 学校の教育方針に基づく民主団体としての活動。
- (3) 会員相互及び地域との親睦を築き信頼関係を深める活動。
- (4) 会員の教養を高める研修活動。その他、目的を達成するために必要な活動。

第4章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の内容を活動方針とする。

- (1) 児童、青少年の教育及び福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- (2) 特定の宗教や政党に片寄る活動は行わない。
- (3) 営利を目的とする活動は行わず、いかなる営利企業の支持を行わない。
- (4) この会又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 本校の人事及び管理には干渉しない。
- (6) 本校校長は学校運営、管理上すべての会に出席し意見を述べる事が出来るものとする。

第5章 会員

第6条 この会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員とする。1世帯1会員。
- (2) 会員は、すべて平等の権利と義務を持つものとする。
- (3) 会員は、会費を納めるものとする。1会員 350円/月（全10回 3,500円）
会費は、学校徴収金内に含み指定口座よりの引落としによる納付とする。
- (4) 本校入学に伴い、入学生徒の保護者は入学式に会員となるものとする。
- (5) 退会は本校へ申出を行い、本校が認めた場合とする。

第6章 会計及び会計監査

第7条 この会は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。

- (1) この会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入によって支弁される。
- (2) この会の経理会計は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- (3) この会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるとする。

第7章 機関

第8条 この会を運営するために、次の機関を置く。

- (1) 総会。
- (2) 運営委員会。学年委員会。選考委員会。合同委員会。

第8章 役員

第9条 この会の役員（以下 役員 PTA本部）は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名（本校部活動後援会会長兼務 選考委員会委員長兼務）
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名（部活動後援会会計監査兼務）
- (5) 会計監査 2名（部活動後援会会計監査兼務 1名本校教職員）
- (6) 事務局 1名（本校教職員）

第10条 各役員は、選考委員を兼務し、学年委員を兼ねる事は出来ないとする。

第11条 役員は、総会において選出、承認されるとする。

第12条 役員任期は、1年（総会をもって）とする。ただし再任を妨げないとする。

第13条 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会で選出し、会員の承認を得て決定とする。

任期は前任者の残任期間とする。

第9章 役員の職務と選出方法

第14条 各役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。また総会、運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
- (3) 書記は、諸会議の議事及び活動事項の保管を行う。
- (4) 会計は、予算に基づく会計事務を処理し、会費及び他の活動費の出納管理を行う。
- (5) 会計監査は、年度の決算を監査し総会に報告する。必要に応じて臨時監査を行う。

第15条 役員の選出方法を次のとおりとする。

- (1) 次年度本部役員立候補の届出を受け、推薦者を含め、選考委員会で各役員候補者を選考する。
- (2) 選考委員会選出新役員候補は、運営委員会の信任投票により有効投票の過半数をもって選出する。

第10章 総会

第16条 総会は、全会員によって構成されるこの会の最高議決機関であり次のとおりとする。

- (1) 総会は、定期総会と臨時総会（書面総会含む）とし、定期総会は、年1回開催とする。
臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求があった時に開催とする。
- (2) 総会は、事業報告、決算報告、事業計画、予算案、役員承認、規約の改廃、その他、この会の運営、目的達成の必要事項について審議、議決する。
- (3) 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- (4) 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を要するものとする。
- (5) 総会の議事は、事前に全会員に周知させるような処置を取らなければならない。
- (6) 定期総会は、PTA及び部活動後援会の同時開催とし、臨時総会は各単独とする。
- (7) 会員への総会招集通知は、書面、電磁的方法を用いて行うものとする。

第11章 運営委員会

第17条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は、役員、学年委員、校長、教頭、教務主任をもって構成する。
なお必要により運営委員以外の会員の出席を求める事が出来る。
- (2) 運営委員会の定足数は構成員の過半数とする。議決は出席者の過半数の賛成を要するものとする。
- (3) 運営委員会は、会長が原則1年4回招集し次の会務を行うものとする。
 1. 総会決議に基づいての会の運営を検討、調整し総会に提出する議案を審議する。
 2. この会の活動の企画立案、各行事の企画立案、各委員会の報告、提案事項、計画等を審議する。
 3. 本校の連絡事項についての報告を受け、また要望事項を審議する。
 4. 年間計画及び予算案を立案する。

第12章 学年委員会

第18条 この会の活動に必要な事項を審議し、決定事項の実施を行うものとする。

- (1) 学年委員会は、各学年2名の学年委員を定め、3学年で6名による構成とする。
- (2) 学年委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げないとする。
- (3) 学年委員は、本部役員候補者および本規約第15章に該当しない保護者の中より毎年選出するものとする。
- (4) 学年委員の選出方法は、第19条第4項に準ずる。
- (5) 学年委員の職務は次のとおりとする。
体育祭の準備運営、美化活動、郊外パトロール
その他、本校が定める各行事への協力要請に対する協力をするものとする。

第13章 選考委員会

第19条 選考委員会は、各本部役員候補者を選考し選出とする。

- (1) 選考委員会は、選考委員長が招集し、次年度本部役員を立候補者、推薦者名簿のもとに選考し、選出するものとする。
- (2) 選考委員は、本年度役員および本校教職員をもって構成する。
- (3) 選考委員会は、役員の立候補がない場合、役員候補者を選出する。
- (4) 選考方法は別途定めるものとする。

第14章 合同委員会

第20条 合同委員会を次のとおりとする。

- (1) 合同委員会は、本部役員及び学年委員より構成され、年1回総会後に開催するものとする。

第15章 役員免除

第21条 役員免除を次のとおりとする。

- (1) 本校が役員活動を難しいと判断した場合。
- (2) 本部役員経験者は、役員免除を受ける事ができ、兄弟姉妹が入学された時も本部役員、学年委員の免除を受ける事が出来るとする。

第16章 慶弔規定

第22条 本会会員に対する慶弔規定は、本会が慶弔事実の確認の上、前例や社会通念を参考に役員会で適宣判断とする。

第17章 規約改正

第23条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正する事ができるとする。ただし、改正案は総会の1週間以上前に全会員に知らせなければならないとする。

第18章 附則

本会は、別に定める本校PTA個人情報保護方針の事項を厳守し活動を行うとする。

- 一、この規約は、平成20年4月18日より実施する。
- 一、この規約は、平成27年3月19日一部改正、実施する。
- 一、この規約は、平成29年4月24日一部改正、実施する。
- 一、この規約は、令和2年4月1日一部改正、実施する。
- 一、この規約は、令和2年4月12日一部改正、実施する。

第13章 選考委員会 第19条 (4)について

本校PTA規約 第13章 第19条 (4) を次のとおりとする。

- (1) 会員（新入生保護者含）による立候補。
- (2) 本校教職員もしくは選考委員が推薦する者。ただし、PTA規約 第15章 役員免除に該当しない保護者を対象とする。
- (3) 本校教職員もしくは選考委員が推薦する者。ただし、PTA規約 第15章 役員免除に該当する保護者を対象とし、本人の承諾を得ることとする。
- (4) (1)～(3)において決定に至らなかった場合は、PTA規約 第15章 役員免除に該当しない保護者を対象として、選考委員会において決定した選考方法により平等、公平に選出し、本人に通達の上決定する。
- (5) ここに定める選考方法は、運営委員会の承認を得て、変更できるものとする。

我孫子市立布佐中学校 PTA 個人情報保護方針

我孫子市立布佐中学校 PTA（以下『 本会 』という）は、個人情報の重要性を充分認識し、個人情報の取り扱いについて以下の事項を厳守し、個人情報保護への取り組みを実施し継続してまいります。

1. 目的

我孫子市立布佐中学校 PTA が保有する個人情報の適正な取扱いと円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護する事を目的とし、個人情報の取扱いについてのものとする。

2. 個人情報の取得

本会は、運営上必要な範囲内かつ、適法かつ公正な手段により個人情報を取得し取り扱うものとします。

3. 個人情報の利用目的

- ・活動に関する案内、資料、書類の送付。
- ・会費の集金業務、管理業務。
- ・質問・アンケート等の返答を要する際の連絡。
- ・役員、委員の選出及び推薦活動。連絡網名簿の作成。卒業生名簿の作成。
- ・広報誌・会報誌、ホームページへの掲載。
- ・表彰に関する事項。
- ・取得の際に特記した事項。

4. 個人情報管理

本会は、取得した個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を講じます。又、必要に応じ、明示した利用範囲内で個人情報の取り扱いを外部へ業務委託する場合は、その委託先に対しても、個人情報の安全性が確保されるよう、必要かつ適正な監督を行います。

5. 個人情報第三者への提供制限

本会は、取得した個人情報を次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならないものとします。

- ・法令に基づく場合。
- ・人の生命、身体または財産保護のために必要な場合。
- ・公衆衛生の向上または児童の健康育成の推進に必要な場合。
- ・国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

6. 個人情報第三者提供に係る記録作成

本会は、個人情報を第三者に提供した際に次の項目について記録を作成し保存するものとします。但し、個人情報第三者への提供制限を除くものとします。

- ・第三者の氏名。
- ・提供する対象者の氏名。
- ・提供する情報の項目。
- ・対象者の同意を得ている旨。

7. 個人情報第三者提供を受ける際の確認

本会は、個人情報を第三者から提供を受ける際に次の項目について記録を作成し保存するものとします。

但し、個人情報第三者への提供制限を除くものとします

- ・第三者の氏名。
- ・提供を受ける対象者の氏名。
- ・提供を受ける情報の項目。
- ・対象者の同意を得ている旨。
- ・第三者が対象者個人情報を取得した経緯。

8. 個人情報の開示

本会が保管している個人情報について、会員本人からの開示、利用停止、追加、削除の請求があった場合、合理的な範囲で速やかに対応するものとします。

9. 組織・体制

本会は、取得した個人情報について、取扱者は職務上知りうる事ができた個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならないものとし、職を退いた後も同様とし秘密保持義務とします。又、個人情報保護の重要性を認識し、継続的に向上に努めるものとします。

10. 改正

本会は、法令の改正または業務上の不備が生じた場合、運営委員会において審議し、会員の承認を得て、改定する事が出来るものとし、改定した場合は総会資料や広報誌、ホームページ等で、会員に周知するものとします。

施行日 令和2年4月1日

(議案第4号) 令和2年度部活動後援会会計決算報告

1. 収入の部 (単位:円)

種別	予算額	決算額	比較	摘要
会費	1,050,000	1,048,100	△1900	
繰越金	41,897	41897	0	
雑収入	0	3	3	
合計	1,091,897	1,090,000	△1897	

2. 支出の部

(単位:円)

種別	予算額	決算額	比較	摘要
選手派遣費	200,000	22,280	177,720	大会参加費等
選手強化費	150,000	0	150,000	コロナ禍により合宿中止
部活動補助費	550,000	548,005	1,995	各部活動割り当て
連絡協議会費	5,000	0	5,000	小中体連協賛金なし
負担金	180,000	45150	134,850	大会登録費等
予備費	6,897	0	6,897	
合計	1,091,897	615,435	476,362	

3. 収支決算

(単位:円)

収入総額	支出総額	残高
1,090,000	615,435	474,565

残高474,565円は令和3年度に繰越します。

以上の通り、部活動後援会会計の決算を報告いたします。

令和3年4月1日

会計

長田 英一



会計監査報告

令和3年4月8日に布佐中学校において、令和2年度部活動後援会会計の監査を行ったところ、その結果は下記の通りでありましたので、報告いたします。

1. 会計に関する諸帳簿の記載は正確且つ適性でありました。
2. 現金は、水戸信用金庫に預金されていることを確認しました。

令和3年4月8日

会計監査

國分 百合子

川村 晶子



(議案第5号) 令和3年度部活動後援会会計予算案

1. 収入の部

(単位：円)

種別	予算額	摘要
会費	1,014,000	¥6,000×169名
繰越金	474,565	
雑収入	0	
合計	1,488,565	

2. 支出の部

(単位：円)

種別	予算額	摘要
選手派遣費	200,000	大会参加費等
選手強化費	150,000	駅伝合宿等
部活動補助費	550,000	各部活動割り当て
連絡協議会費	5,000	小中体連協賛金
負担金	200,000	登録料等
予備費	383,565	
合計	1,488,565	

我孫子市立布佐中学校 部活動後援会規約

第1章 総則

第1条 本会は、我孫子市立布佐中学校部活動後援会（以下 本会）と称する。

第2条 本会の事務局は、我孫子市立布佐中学校（以下 本校）におく。

第2章 目的

第3条 本会は、我孫子市立布佐中学校の部活動育成のために、後援活動を行う事を目的とする。

第4条 本会は、第3条を達成するために次の活動を行うものとする。

- (1) 生徒が部活動を安全に行えるための援助活動。
- (2) 総合グラウンドの安定した使用が持続出来るための補助活動。
- (3) 本会目的達成のために必要とされる活動。

第3章 会員

第5条 本会は、次の会員を持って構成するものとする。

- (1) 本校在学生徒の保護者とし、本校 PTA 入会と同時入会とする

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会 長 1名（本校 PTA 会長兼務）
- (2) 幹 事 9名
- (3) 監 査 2名（本校 PTA 会計及び会計監査兼務）
- (4) 事務局（会計） 1名（本校教職員）

第7条 本会会長は、本校 PTA 会長が兼務し務めるものとし、任期を1年とする。

第8条 本会幹事は、本校にて活動を行う各部の代表者1名によるものとする。
但し、活動部数の増減に伴い幹事数を増減とするものとする。

第9条 本会監査は、本校 PTA 会計と会計監査が行うものとする。

第10条 本会事務局は、本校教職員が行い本会会計を兼務し、会長不在時には代理を務めるものとする。

第11条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条 本会に役員会の推薦により顧問及び相談役を置くことが出来るものとする。

第5章 役員任務

第13条 本会役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会を主宰する。
- (2) 幹 事 本会の活動を行う上で必要な庶務全般を行うものとする。
- (3) 監 査 本会の活動及び会計を監査する。
- (4) 事務局 本会の会計、予算案作成、決算報告を行うものとする。

第14条 本会役員は、必要に応じ各委員会への出席をするものとする。

第6章 会計

第15条 本会は会費及び寄付金をもって経費に充てるものとする。

第16条 本会会計は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 総会・役員会

第 17 条 総会は、年 1 回行い、予算、決算の承認並びに重要事項について審議決議する。

総会は、PTA 総会と同時に開催し、定期総会と定めるものとする。

尚、必要に応じ後援会単独の臨時総会を開催出来るものとする。

第 18 条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。

尚、委任状をもって出席に替える事が出来るものとする。

第 19 条 役員会は、第 4 章 第 6 条に定める役員により会長が必要と認めたときに随時開催し、会務を処理する。

第 8 章 会費

第 20 条 会費は下記の通りとする。

在校生が 1 人に対し月額 600 円（年 10 回納付 計 6,000 円）

第 21 条 会費は学校徴収金内に含み指定口座よりの引落として納付する。

第 22 条 会費は生徒の本校部活動の有無に関係なく納付するものとする。

第 9 章 規定改正

第 23 条 本規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正する事が出来るものとする。

ただし、改正案は総会の 1 週間以上前に全会員に知らせなければならないものとする。

第 10 章 附則

本会は、別紙に定める本校 PTA 個人情報保護方針事項を厳守し活動を行うものとする。

一、この規約は、平成 18 年 4 月一部改正、実施する。

一、この規約は、平成 27 年 3 月 19 日一部改正、実施する。

一、この規約は、平成 28 年 4 月 25 日一部改正、実施する。

一、この規約は、令和 2 年 4 月 1 日一部改正、実施する。

(議案第6号)

令和3年4月22日

布佐中学校PTA会員様

我孫子市立布佐中学校
PTA会長 板橋 資明

令和3年度布佐中学校PTA新役員選出について

春暖の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より布佐中学校PTA活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度令和3年度布佐中学校PTA新役員を選出させていただきました。本来であれば、年度初めのPTA総会にて選出報告、承認決議を行わせていただくのですがコロナ禍であるため

PTA総会は書面総会とさせていただきますことになりました。そのため、新役員の承認決議についても書面承認とさせていただきますようお願い申し上げます。

お忙しいことと存じますが、連絡メール、布佐中学校HPをご確認いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 議案 令和3年度布佐中学校PTA新役員選出への承認決議

2. 決議方法 全会員の3分の2以上の同意により決議されます。

※不承認の方は、連絡メールでお知らせしたGoogleフォームへアクセスしてください。Googleフォームへのアクセスがない方は、令和3年度布佐中学校PTA新役員選出について同意いただいたものとさせていただきます。

3. 期限 令和3年4月28日

4. 新役員名簿
会長 : 所 英二 (3年)
副会長 : 芦 京子 (2年)
 家田 英子 (2年)
書記 : 片倉 康子 (2年)
会計 : 大阿久 理子 (1年)
会計監査 : 堀越 友紀 (1年)

計6名

以上